

令和 4 年度 南魚沼市子育て応援店舗等改装工事補助金の募集

市内中小事業者の事業活動を支援し、地域産業の活性化を促進するとともに、市内子育て環境の充実を図り、障がい者等の社会参加を促進するため、市内飲食店及び宿泊施設が行う市内の施工業者による子育て環境整備工事及びバリアフリー化工事に対して、費用の一部を予算の範囲内において補助します。

※不明な点は、商工振興班(025-773-6665)までお問い合わせください。

申請受付開始日

令和 4 年10月3日(月曜日)

※先着順で受付し、申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。

問合せ・申請書提出先

南魚沼市役所産業振興部商工観光課

電話番号:025-773-6665

注意事項

- ・補助金の交付決定を受けてから事業に着手してください。
- ・この補助金の申請は、1 対象施設につき 1 回を限度とします。
- ・交付決定後に工事等の内容が変更となり、工事費(補助対象経費)が縮減された場合、補助金額は減額となりますが、工事費(補助対象経費)が増額となった場合は、補助金額は増額されません。またやむを得ない事由による場合を除き、交付決定時と異なる内容の工事費は原則として補助対象外となります。
- ・建築基準法、消防法など関係法令に違反する工事は対象となりません。事前に下記に問合せ先にてご確認ください。

【建築基準法に関する問合せ先】

南魚沼地域振興局地域整備部建築課 電話番号:025-772-3958

【消防法に関する問合せ先】

南魚沼市消防本部予防課 電話番号:025-782-5330

※採択されると、施設名を公表いたします。

対象施設

市内に所在する飲食店及び宿泊施設

※次に該当する施設は除く

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に掲げる風俗営業及び同条第5項の性風俗関連特殊営業に係るもの、②日本標準産業分類に掲げる大分類M—中分類76—飲食店のうち、小分類760—管理、補助的経済活動を行う事業所(76飲食店)及び小分類766—バー、キャバレー、ナイトクラブ

▶ 次の店舗等は本事業の飲食店には含まれません。

弁当店、テイクアウト・宅配サービス専門店、キッチンカー、ドリンクスタンドなど飲食スペースを持たない店舗、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどのイートインスペース、自動販売機コーナー、社員食堂や介護施設の食堂など特定の利用者のみが利用する施設

補助対象者

次のすべてに該当する中小企業者

- ・対象施設の営業を2年以上行っているもの。
- ・対象施設の営業者と所有者が異なる場合は、対象施設の所有者から子育て環境整備工事及びバリアフリー改装工事の実施について同意を得ているもの。
- ・工事完了後も対象施設の営業を継続するもの。
- ・南魚沼市暴力団排除条例(平成24年南魚沼市条例第2号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらのものと密接な関係を有していない者
- ・市税を滞納していない者
- ・対象施設をフランチャイズ契約、チェーン店契約等に基づいて営業を行っていない者
- ・補助対象工事について、市が実施する他の補助金の交付を受けていない又は受ける見込みのない者

対象工事

次のすべてに該当する別表の補助対象工事(裏面)

- ・補助対象経費の総額が子育て環境整備工事においては 5 万円(税別)以上、バリアフリー改装工事においては 10 万円(税別)以上の工事
- ・補助金の交付決定後に市内施工業者によって施工され、令和 5 年 2 月 28 日(火曜日)までに完了する工事

補助金額

補助率:補助対象経費の 1/2 以内(千円未満切捨て)

補助限度額:50 万円

※補助対象経費に含まれないもの

- ①消費税及び地方消費税、②国、県、その他の団体から補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金の交付の対象となる費用、③併用施設の場合、個人住宅部分の工事の費用、④その他市長が不相当と認める工事の費用

申請の流れ

交付申請

交付申請時は、次の提出書類を提出してください。
※補助金の交付は、予算額の範囲内で先着順です。

- ・ 交付申請書
- ・ 見積書の写し（内容明細が確認できるもの）
- ・ 工事箇所の着工前の現況写真（撮影場所及び撮影日を表示）
- ・ 工事箇所の図面及び計画図面
- ・ 納税証明書（市税に滞納がないことを証する書類）
- ・ 誓約書
- ・ 【対象施設の営業者と所有者が異なる場合】実施同意書
- ・ その他市長が必要と認めたもの

補助金の交付決定

書類審査後、補助金の交付の可否を決定し、市から交付決定を通知します。

※不交付の理由について問い合わせには応じられません。

工事着手

市からの交付決定後に工事を着手してください。

- ▶ 交付決定額に変更が生じる工事の仕様や金額の変更がある場合
→ 変更申請書の提出が必要。なお、補助金額の増額は認められません。
- ▶ 工事を取りやめる場合→ 中止申請書の提出が必要。

実績報告

実績報告時は、次の提出書類を提出してください。

【提出期限】工事代金支払から 20 日後又は令和 5 年 3 月 31 日までのいずれか早い日まで

※施工業者への支払い完了後に提出してください。

※申請時又は変更申請時に添付した見積額と異なる場合は、確定後の内容明細が確認できる見積書の写し

- ・ 実績報告書
- ・ 領収書の写し
- ・ 工事箇所の着工後の現況写真（撮影場所及び撮影日を表示）
※申請書に添付した工事箇所と同じアングルの写真を提出してください。
- ・ その他市長が必要と認めたもの

補助金の確定

市から書面にて通知します。

請求書

請求書を提出してください。

市からの補助金支払い

市から請求書記載の口座に支払います。

別表

工事種別	整備箇所等	補助対象工事
子育て環境 整備工事	キッズコーナー	子どもを遊ばせるための区画を設置する工事(区画の設置に伴い必要となる玩具その他の当該区画で使用する備品の購入を含む。)
	授乳スペース	授乳ができる区画を設置する工事(区画の設置に伴い必要となる机、椅子その他の当該区画で使用する備品の購入を含む。)
	便所その他の場所	ベビーキーパー又はおむつ交換台を設置する工事
バリアフリー 改装工事	便所又は便房	次に掲げる全ての要件を満たす便所及び便房に改装する工事 (1) 車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。 (2) 便房に腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。 (3) 便房の出入口及び当該便房が設置されている便所の出入口は、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できるものとする事。 ウ 車椅子使用者が通行する際に支障となる段差がないこと。
		腰掛便座、手すり等を設置する工事
	建物の出入口 又は建物内の各 室の出入口	次に掲げる全ての要件を満たす出入口に改装する工事 (1) 出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 (2) 出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉するもの又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できるものとする事。 (3) 車椅子使用者が通行する際に支障となる段差がないこと。
	廊下(店舗等の 床を含む。)	床の滑り止め工事(表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。)
		廊下の内法を120センチメートル以上に拡幅する工事
車椅子使用者が通行する際に支障となる段差を解消する工事 手すりを設置する工事		
階段(踊場を含 む。)	次に掲げる全ての要件を満たす階段に改装する工事 (1) 手すりを設置すること。 (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。	